



# 鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)  
号外第61号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>教委規則</b>	雇用機会創出のための現業職員の給与の特例に関する規則(8)(小中学校課)..... 1
	鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則(9)(総務福利課)..... 2
	教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(10)( )..... 4
	鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する 事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(11)( )..... 5
	現業職員就業規則の一部を改正する規則(12)(小中学校課)..... 6
	鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則(13)( )..... 7

## 教育委員会規則

雇用機会創出のための現業職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

### 鳥取県教育委員会規則第8号

雇用機会創出のための現業職員の給与の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、現下の著しく停滞した経済活動の影響により極めて悪化した県内の民間雇用情勢を回復することが県民生活及び県内の経済の安定及び向上を図る上で重要な課題であること並びに現下の厳しい県の財政状況等を踏まえ、県内における雇用機会の創出を図るための施策の財源に充てるため、現業職員の給与を限定的に減ずる特例措置を講ずることを目的とする。

(給料月額の特例)

第2条 平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号。以下「現業給与規則」という。)の適用を受ける現業職員(以下「職員」という。)の給料月額は、現業給与規則第2条第1項並びに第3条第6項及び第7項並びに現業給与規則第6条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「給料基礎額」という。)から当該額に100分の5(現業給与規則第2条第1項第1号に掲げる現業職給料表(1)の適用を受ける職員であってその職務の級が1級であるもののうちその号給が14号給以下であるもの及び同項第2号に掲げる現業職給料表(2)の適用を受ける職員であってその給料月額の区分が第1類であるもの(以下「特定職員」という。))にあつては、100分の4)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じた

ときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

(1) 手当の額

(2) 現業給与規則第6条の規定によりその例によることとされる給与条例第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額

(給料の調整額の特例)

第3条 特例期間における職員の給料の調整額は、現業給与規則第2条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の5(特定職員にあっては、100分の4)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、前条各号に掲げる額の算出の基礎となる給料の調整額は、現業給与規則第2条の2第2項の規定により定められた額とする。

(調整手当等の額の特例)

第4条 特例期間における職員の調整手当、期末手当及び勤勉手当の額については、現業給与規則第4条の規定にかかわらず、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号)第7条第1項第1号に掲げる者(特定職員にあっては、同項第3号に掲げる者)の例による。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

### 鳥取県教育委員会規則第9号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
(課及びその内部組織の設置) 第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び室(以下「係等」という。)を置く。		(課及びその内部組織の設置) 第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び室(以下「係等」という。)を置く。	
略		略	
生涯学習課	管理係、生涯学習推進係、社会教育係	生涯学習課	振興係、生涯学習推進係、指導係

人権・同和教育課	管理係、推進係
文化課	管理係、文化財係、妻木晩田・青谷上寺地遺跡整備室
略	

(各課の分掌事務)

第3条 各課においては、次の事務をつかさどる。

総務福利課

(1)~(13)

(14) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校(幼稚園を除く。第16号並びに小中学校課の項第2号、第3号、第4号、第5号及び第7号並びに第13条第4号及び第6号において同じ。)の教職員の厚生福利に関すること。

(15)~(23) 略

小中学校課

(1)~(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 教育センターに関すること。

(11) 略

高等学校課

(1)及び(2)

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

生涯学習課 略

人権・同和教育課

(1) 人権・同和教育の企画に関すること。

(2) 略

(3) 人権・同和教育の指導に関すること。

文化課及び体育保健課 略

(職制)

同和教育課	同和奨学係、指導係
文化課	管理係、文化財係、妻木晩田・青谷上寺地遺跡整備室、美術館整備調査室
略	

(各課の分掌事務)

第3条 各課においては、次の事務をつかさどる。

総務福利課

(1)~(13)

(14) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校(幼稚園を除く。第16号並びに小中学校課の項第2号、第3号、第5号、第6号及び第8号並びに第13条第4号及び第6号において同じ。)の教職員の厚生福利に関すること。

(15)~(23) 略

小中学校課

(1)~(3) 略

(4) 市町村立学校及び県立盲学校等の教職員の研修に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 教育研修センターに関すること。

(12) 略

高等学校課

(1)及び(2)

(3) 県立高等学校の教職員の研修に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

生涯学習課 略

同和教育課

(1) 同和教育の企画に関すること。

(2) 略

(3) 同和教育の指導に関すること。

文化課及び体育保健課 略

(職制)

第6条 略

2 特に必要があると認めるときは、事務局に次長を、課に参事、主査、課長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、生涯学習課に社会教育主査を、人権・同和教育課及び体育保健課に指導主査を、文化課に文化財主査を、係に主任を置くことができる。

第7条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

(1)~(12) 略

(13) 略

(教育事務所の設置)

第11条 事務局に、次の表の左欄に掲げる教育事務所を置き、教育事務所の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

東部教育事務所	学事係、 <u>学校教育係</u> 、社会教育係
中部教育事務所	学事係、 <u>学校教育係</u> 、社会教育係
西部教育事務所	学事係、 <u>学校教育係</u> 、社会教育係

第6条 略

2 特に必要があると認めるときは、事務局に次長を、課に参事、主査、課長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、生涯学習課に社会教育主査を、同和教育課及び体育保健課に指導主査を、文化課に文化財主査又は専門学芸員を、係に主任を置くことができる。

第7条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

(1)~(12) 略

(13) 専門学芸員 上司の命を受け、芸術文化に関する専門的事項に係る事務に参画する。

(14) 略

(教育事務所の設置)

第11条 事務局に、次の表の左欄に掲げる教育事務所を置き、教育事務所の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

東部教育事務所	学事係、 <u>指導係</u> 、社会教育係
中部教育事務所	学事係、 <u>指導係</u> 、社会教育係
西部教育事務所	学事係、 <u>指導係</u> 、社会教育係

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第10号

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 次長・課長・室長・参事・主査・課長補佐・主幹・係長・副主幹・主任</p> <p>2 事務職員をもって充てる職 所長・義務教育主査・高校教育主査・社会教育主</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 次長・課長・室長・参事・主査・課長補佐・主幹・係長・副主幹・主任・<u>統計主事</u></p> <p>2 事務職員をもって充てる職 所長・義務教育主査・高校教育主査・社会教育主</p>

査・指導主査・文化財主査・所長補佐・事務主任・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事

3 技術職員をもって充てる職

建築技師・医師・学校保健技師・栄養士

査・指導主査・文化財主査・所長補佐・事務主任・主事・指導主事・管理主事・社会教育主事・文化財主事・健康管理主事・社会教育主事補

3 技術職員をもって充てる職

建築技師・専門学芸員・学芸員・医師・学校保健技師・栄養士

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

**鳥取県教育委員会規則第11号**

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第 4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（市町村が処理する事務の範囲）</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第 2 条第 3 号に規定する教育委員会規則で定める事務は、<u>鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則（平成14年鳥取県教育委員会規則第23号）附則第 2 項の規定によりその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第 4号）</u>に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p>	<p>（市町村が処理する事務の範囲）</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第 2 条第 3 号に規定する教育委員会規則で定める事務は、鳥取県進学奨励資金貸与規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第 4号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>（ 1 ） <u>第 7 条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理及び鳥取県教育委員会への送付</u></p> <p>（ 2 ） <u>第10条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による誓約書の受理及び鳥取県教育委員会への送付</u></p>

(1) 第13条(第20条において準用する場合を含む。)の規定による借用証書の受理及び鳥取県教育委員会への送付

(2) 第17条第1項、第3項及び第4項(第20条において準用する場合を含む。)の規定による届出書の受理及び鳥取県教育委員会への送付のうち奨学金の貸与を受けている者に係るもの

(3) 第13条(第20条において準用する場合を含む。)の規定による借用証書の受理及び鳥取県教育委員会への送付

(4) 第17条第1項、第3項及び第4項(第20条において準用する場合を含む。)の規定による届出書の受理及び鳥取県教育委員会への送付のうち奨学金の貸与を受けている者に係るもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に市町村が受理した改正前の鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第2条第3項第1号に規定する申請書及び同項第2号に規定する誓約書の鳥取県教育委員会への送付については、なお従前の例による。

現業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第12号

現業職員就業規則の一部を改正する規則

現業職員就業規則(昭和45年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(部分休業)</p> <p>第3条 職員の部分休業(当該職員がその<u>3</u>歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第9条の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>	<p>(部分休業)</p> <p>第3条 職員の部分休業(当該職員がその<u>1</u>歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第9条の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

**鳥取県教育委員会規則第13号**

鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
鳥取県教育センターの管理運営に関する規則	鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県教育センター</u>（以下「<u>教育センター</u>」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 <u>教育センター</u>においては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（5）<u>情報教育の推進</u>に関すること。</p> <p>（6）略</p> <p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第3条 <u>教育センター</u>に、<u>総務課</u>、<u>研修企画課</u>、<u>教育相談課</u>及び<u>情報教育課</u>を置く。</p> <p>2 <u>総務課</u>に<u>総務係</u>及び<u>会計係</u>を置く。</p> <p>3 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>総務課</u></p> <p>（1）<u>教育センターの事務の総合調整</u>に関すること。</p> <p>（2）<u>教育センターの施設の管理</u>に関すること。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）<u>広報</u>に関すること。</p> <p>（5）略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>研修企画課</u></p> <p>（1）<u>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育（情報教育を除く。）</u>についての<u>研修</u>に関すること。</p> <p>（2）<u>幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育</u>についての<u>研究調査</u>に関すること（<u>教育相談、障害児教育及び情報教育に関するものを除く。</u>）。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県教育研修センター</u>（以下「<u>研修センター</u>」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 <u>研修センター</u>においては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（5）<u>情報教育に係る生徒の実習</u>に関すること。</p> <p>（6）略</p> <p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第3条 <u>研修センター</u>に、<u>庶務課</u>、<u>初等中等教育課</u>、<u>教育相談課</u>及び<u>情報教育課</u>を置く。</p> <p>2 <u>庶務課</u>に<u>庶務係</u>及び<u>会計係</u>を置く。</p> <p>3 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>庶務課</u></p> <p>（1）<u>研修センターの施設の管理</u>に関すること。</p> <p>（2）略</p> <p>（3）略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>初等中等教育課</u></p> <p>（1）<u>小学校の教育（障害児教育及び情報教育を除く。第2号から第4号までにおいて同じ。）</u>についての<u>研修及び研究調査</u>に関すること。</p> <p>（2）<u>中学校の教育</u>についての<u>研修及び研究調査</u>に関すること。</p>

(3) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育に関する資料の整備及び提供に関すること(教育相談、障害児教育及び情報教育に関するものを除く。)

教育相談課

(1) 幼児、児童及び生徒の学習、行動、障害等についての教育相談に関すること。

(2) 教育相談及び障害児教育についての研究調査に関すること。

(3) 障害児教育についての幼児、児童及び生徒の身体障害及び知的障害の検査に関すること。

(4) 教育相談及び障害児教育に関する資料の整備及び提供に関すること。

情報教育課

(1) 略

(2) 鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に関すること。

(3) 略

(職制)

第4条 教育センターに所長を、課及び係にそれぞれその長を置く。

2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、教育センターに次長を、課に課長補佐を置くことができる。

(職員の種類)

第5条 教育センターの職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)の種類は、事務職員及び技術職員とする。

(職員の職)

第6条 教育センターの職員の職は、別表のとおりとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、教育センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得

(3) 高等学校の教育についての研修及び研究調査に関すること。

(4) 小学校、中学校及び高等学校の教育に関する資料の整備及び提供に関すること。

(5) 教育(情報教育を除く。)に関する資料の保管に関すること。

教育相談課

(1) 児童及び生徒の学習、行動等についての教育相談に関すること。

(2) 生徒指導についての研修及び研究調査に関すること。

(3) 障害児教育についての研修及び研究調査に関すること。

(4) 障害児教育についての児童及び生徒の身体障害及び知的障害の検査に関すること。

(5) 生徒指導及び障害児教育に関する資料の整備及び提供に関すること。

(6) 研修センターの事業についての他課との連絡協調に関すること。

(7) その他研修センターの事業で他課の所掌に属しないこと。

情報教育課

(1) 略

(2) 情報教育に係る生徒の実習に関すること。

(3) 略

(4) 情報教育に関する資料の保管に関すること。

(職制)

第4条 研修センターに所長を、課及び係にそれぞれその長を置く。

2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、研修センターに次長を、課に課長補佐を置くことができる。

(職員の種類)

第5条 研修センターの職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)の種類は、事務職員及び技術職員とする。

(職員の職)

第6条 研修センターの職員の職は、別表のとおりとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、研修センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得

て、所長が別に定める。

別表（第6条関係）

- 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職  
所長、次長、課長、課長補佐、主幹、係長、副主幹、主任
- 2 事務職員をもって充てる職  
主事、指導主事、研修主事
- 3 略

て、所長が別に定める。

別表（第6条関係）

- 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職  
所長、次長、課長、課長補佐、主幹、係長、副主幹、主任、現業主幹
- 2 事務職員をもって充てる職  
主事、研修主事、研修センター司書、現業主事
- 3 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正）

2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3） <u>鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により置かれる所長</u></p> <p>（4）～（12）略</p>	<p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3） <u>鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により置かれる所長</u></p> <p>（4）～（12）略</p>

